

Ⅰ. インドネシア編 目次

1 . 商標法関連法規	...	178
1-1. 現行商標法および商標規則等	...	178
1-2. 現行法規の改正予定の有無	...	178
2 . 商標法と実務	...	178
2-1. 定義	...	178
(1) 商品および役務の定義		
(2) 商品商標および役務商標の定義		
(3) 2001年11月のWIPO ニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部)		
(4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」		
(5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods)		
(6) 「ビル等の不動産」(real estate)		
(7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータプログラム」		
(8) 商標の保護対象拡大		
2-2. 商標制度の概要	...	179
(1) 実体審査(substantive examination)		
(2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)		
(3) 同意書制度(コンセント、consent)		
(4) 権利不要求(ディスクレーマー、disclaimer)制度		
(5) 連合商標制度(associated trademarks)		
(6) 団体商標制度(collective trademarks)		
(7) 証明商標制度(certification trademarks)		
(8) 保証商標制度(guarantee trademark)		
(9) 一出願一商標制度		
(10) 出願公開制度		
(11) 異議申立制度		
(12) 公報の発行		

(13)情報提供		
(14)周知著名商標の保護		
(15)その他の特徴的な制度・法規定		
2-3. 出願手続	...	182
(1) 指定区分数の制限		
(2) 指定商品の包括的記載		
(3) 在外者による商標出願の言語		
(4) 在外者による出願の代理人指名		
(5) 優先権証明の書類提出時期		
(6) 公証・認証等の必要性		
(7) 出願料金体系		
(8) 出願手続における特徴的な事項		
2-4. 実体審査	...	183
(1) 実体審査における拒絶理由		
(2) 商標見本に関する職権補正		
(3) 指定商品・役務に関する職権補正		
(4) 拒絶理由通知への対応		
(5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ		
(6) 審査基準および審査マニュアル		
(7) 審査要処理期間		
(8) 特徴的な審査手続		
(9) 審査処理促進のために行われている施策		
(10)その他、実体審査に関する特徴的な事項		
2-5. 登録料金の体系	...	185
(1) 公告・登録時の料金		
(2) 更新時の料金		
2-6. 異議申立制度	...	185
(1) 権利付与前異議か付与後異議か		
2-7. 審判制度	...	185
(1) 拒絶査定に対する不服申立制度		
(2) 不使用取消制度		

(3) 商標登録無効審判制度		
2-8. 商標権の存続期間と更新	...	186
(1) 商標権の存続期間		
(2) 更新手続・期間等		
2-9. 手数料	...	186
2-10. 使用許諾制度	...	187
2-11. マドリッド協定議定書への加入予定	...	187
2-12. オンライン商標出願	...	187
2-13. 商標情報データベース	...	188
2-14. 今後の注力施策	...	188
2-15. 日本特許庁に対する要望事項	...	188
2-16. インドネシアの商標実務に対する日本企業の要望事項・内容	...	188

1. インドネシア

1. 商標法関連法規

1 - 1. 現行商標法および商標規則等

現在施行されている商標法関連法規は、次の通りである。

	名 称	施行年月日
1	商標法（2001 年法律第 15 号改正）。地理的表示・原産地表示の保護および規制に関する条項を含む。	2001 年 8 月 1 日
2	商標登録手続に関する規則（1993 年政令第 23 号改正）	1993 年 4 月 1 日
3	商標登録のための商品・役務の分類に関する規則（1993 年政令第 24 号）	1993 年 4 月 1 日
4	商標審判委員会に関する規則（1995 年政令第 32 号）	1995 年 8 月 29 日
5	商標法条約批准に関する規則（1997 年大統領令第 17 号）	1997 年 5 月 7 日

1 - 2. 現行法規の改正予定の有無

改正の予定はない。

2. 商標法と実務

2 - 1. 定義

(1) 商品および役務の定義

「商品」および「役務」に関する定義は、関係法規に規定されていない。

(2) 商品商標および役務商標の定義

商標法第 1 条第 2、3 項に定義されている。

第 2 項：商品商標とは、当該商品を他の同種の商品から識別するために、個人により若しくは複数の者により共同でまたは法人により取り引きされる商品に使用される標章をいう。

第 3 項：役務商標とは、当該役務を他の同種のものから識別するために、個人により若しくは複数の者により共同でまたは法人により取引される役務に使用される標章をいう。

(3) 2001 年 11 月の WIPO ニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部)

ニース協定改定作業部会で追加された electrical energy(電気エネルギー)、energy generated by nuclear fusion(核融合により生成されたエネルギー) およ

び presentation of goods on communication media, for retail purposes (情報媒体を利用した小売りのための商品展示) について、どのように取り扱うか検討中である。いずれ追加されるであろう。

- (4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」
役務として認められる(第 35 類)。
- (5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods)
役務として認められる(第 35 類)。「retail service of 何々」は認められる。「retail services」という包括的な表現も認められるだろうとの見解であった。
- (6) 「ビル等の不動産」(real estate)
移動できるものを除いて、通常の建物は商品に含まれない。不動産の売買であれば第 35 類、賃貸であれば第 36 類での役務の対象となる。
- (7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータープログラム」
コンピュータープログラムそのものは、商品として認められる(第 9 類)。
- (8) 商標の保護対象拡大
現在、「色の組合せ」が商標保護の対象に加えられている。「立体商標」、「音響」、「匂い」、「味」、「動く商標」、「単色」、「ホログラム」は、保護対象とされていない。

2 - 2 . 商標制度の概要

(1) 実体審査(substantive examination)

識別力の有無、先行商標との類似性について実体審査が行われている。商標の使用の有無は、当初の審査の対象とはされない。なお、更新時には、使用宣誓書が必要とされている。

おおまかな手続きの流れは、旧法では、出願 公開 異議申立て 審査 登録であったが、新法では、出願 審査 公告 異議申立て 査定 登録という手順に改正された。

(2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)

先願主義が採用されている。しかしながら商標法第 6 条第 1 項(a)において、「同種の商品・役務について、後願であっても先に商標登録された他の者が所有する商標の要部または全体と類似する場合には、拒絶される」と規定されているため、「先登録主義」とも解されることがある。なお、商標権存続期間の起算日は、出願日である。

(3) 同意書制度(コンセント、consent)

同意書制度は、採用されていない。

(4) 権利不要求制度(ディスクレーマー、disclaimer)

権利不要求制度は存在しないが、審査官が職権で商標中の該当部分を削除することがある。

(5) 連合商標制度(associated trademarks)

連合商標制度は、存在しない。

(6) 団体商標制度(collective trademarks)

商標法第 50 条に規定されている。団体商標出願は、その商標が団体商標として使用されることが、明確に表明されている場合に限り、受理される。登録要件が完全に満たされなければならない。

出願時には、上記の使用する旨の確認の他に、構成員全員により署名された使用管理規程の写しも添付しなければならない。その使用管理規程には、製造および取り引きされる商品・役務の性質、特徴、品質、適正に使用されているかどうかの監視体制(形式的なものであってはならない)、使用規則違反に対する制裁規定、が含まれていなければならない。

(7) 証明商標制度(certification trademarks)

証明商標の制度は存在しない。

(8) 保証商標制度(guarantee trademarks)

保証商標の制度は存在しない。

(9) 一出願一商標制度

一出願一商標の制度は、商標法には規定されていないが、運用上一出願一商標となっている。複数商標が一つの出願でなされている場合には、1 件の商標以外は削除されなければならない。

(10) 出願公開制度

出願公開制度はない。出願された商標は、公告されるまで公開されない。出願日から 30 日以内に実体審査が開始される。実体審査は 9 月以内に終了し、登録されうると判断されたものは、商標公報(Official Gazette of Marks)にて公告される。公告期間中(3 月)に異議申立てがなければ、公告期間終了後遅くとも 30 日以内に商標登録証が交付される。

(11) 異議申立制度

権利付与前異議申立制度が採用されている(商標法第 24 条)。出願から公告までの期間は、平均約 1.5 年である。

知的財産総局により定期的に発行されている商標公報で公告される。公告期間は前記した通り 3 月であり、公告期間中は何人も知的財産総局に対して書面で異議申立てを行うことができる。

異議申立てがあった場合、知的財産総局は、異議申立ての受理日から 14 日以内に、出願人または代理人に対し当該異議申立てがあったことを異議申立書類とともに通知する。異議申立てに対する答弁は、異議申立書類の受領日から遅くとも 2 月以内に書面で提出しなければならない。異議や答弁があった場合、再審査され、2 月以内に結論が出される。

審査官が異議理由ありと判断した場合には、拒絶される旨が出願人または代理人に書面で通知される。その場合、出願人または代理人は審判請求を行うことができる。

審査官が、異議理由なしと判断したときには、知的財産総局長の承認を経て、商標登録原簿(General Register of Marks)に登録される。

(12) 公報の発行

紙媒体の公告公報が発行されている(商標法第 21 条)。知的財産総局の調査閲覧室において閲覧することができる。言語はインドネシア語である。

(13) 情報提供

公告前に情報提供を行うことはできない。

(14) 周知著名商標の保護

商標法第 6 条第 1 項(b)、第 2 項で、次のように規定されている。

第 1 項(b) : 同種の商品・役務について、他の者が保有する周知著名商標の要部または全体と類似する商標が出願されたときには、拒絶される。

第 2 項 : 第 1 項(b)の規定は、更に政令で規定する条件を満たす限り、非類似の商品または役務に対しても適用される。

しかしながら、この法律の条項に関する政令が公布されていないので、周知著名商標を認定する具体的判断基準がない。周知著名商標の保護は、いまだ不十分という状況である。

なお、1996年に知的財産総局によって周知商標集が発行されたが、その後改訂されていない模様である。

(15) その他の特徴的な制度、法規定

地理的表示、原産地表示に関する規定が、商標法に含まれている(商標法第56条～60条)。

2 - 3 . 出願手続

(1) 指定区分数の制限

一出願多区分制度が規定されている(商標法第8条第1項)。しかしながら、実務上は一出願一区分でないと出願が受理されていない。

(2) 指定商品の包括的記載

第9類において、「machines(機械)」と言う記載は認められない。ただし、「applied electronic machines and apparatus(電子応用機械器具)」、「computers(電子計算機)」、「parts of computers(電子計算機の部品)」という記載は認められている。包括的表現は比較的広く認められている。

なお、インドネシアでは国際分類(ニース分類)が採択されているが、第6版以前の分類表が使用されているようである。

(3) 在外者による商標出願の言語

インドネシア語でなければならない。

(4) 在外者による出願の代理人指名

在外者が商標出願を行うときには、インドネシア国内の代理人を通して申請しなければならない。代理人は、知的財産総局に登録されている知的財産権コンサルタント(Consultant of Intellectual Property Rights)でなければならないと規定されている。しかしながら、実務上、インドネシア国内に居住するインドネシア人であれば、誰でも代理人になることができる。

(5) 優先権証明の書類提出時期

優先権を伴う出願期間満了の日から3月以内に提出しなければならない(商標法第13条第3項)。すなわち、優先権主張日から9月以内ということになる。

(6) 公証・認証等の必要性

商標出願については、認証(legalization)が必要とされているが、現地の郵便局で

簡単に行うことができる。形式的な手続のようである。公証や領事認証は不要である。また、委任状への署名者は、代表取締役ではなく知的財産部長クラスでよいとのことであった。

また、更新時の使用宣誓書についても同様に認証(legalization)が必要とされているが、現地郵便局で簡単に行うことができる。

(7) 出願料金体系

出願時の料金は、通常出願が 450,000 インドネシア・ルピア*/件、団体商標が 600,000 インドネシア・ルピア/件、地理的表示の申請出願が 250,000 インドネシア・ルピア/件である。指定商品・役務の数には関係しない。

* 1 インドネシア・ルピア = 約 0.0133 円。2003 年 3 月現在。

(8) 出願手続における特徴的な事項

特になし。

2 - 4 . 実体審査

(1) 実体審査における拒絶理由

不登録事由として、次のような項目がある(商標法第 4~6 条)。

- 1) 善意のない出願人によって出願された商標。
- 2) 現行法規、宗教規範、または公序良俗に反する商標。
- 3) 識別力を有さない商標。
- 4) 既に公共財産となっている商標。
- 5) 商品または役務に関する説明あるいは関連事項からなる商標。
- 6) 要部またはその全体において、同じ種類の商品・役務について先に登録されている商標と類似している商標。
- 7) 要部またはその全体において、同じ種類の商品・役務について先に使用されている周知著名商標と類似している商標。
- 8) 要部またはその全体において、知られている地理的表示と類似の商標。
- 9) 著名な人物の氏名、写真または他人の所有する法人名に類似の商標。ただし、権利を有する当事者の書面による同意がある場合を除く。
- 10) 州、国若しくは国際機関の名称、略称、旗、紋章、象徴、記章を模倣するか、またはそれらと類似する商標。ただし、権利を有する当事者の書面による同意が

ある場合を除く。

- 11) 州、政府組織により使用されているスタンプ、シール、公式署名を模倣しているか、または類似している商標。ただし、管轄官庁の書面同意がある場合を除く。

(2) 商標見本に関する職権補正

審査官が職権に基づいて商標見本を補正することがある。

(3) 指定商品・役務に関する職権補正

審査官が指定商品・役務について職権に基づいて補正することがある。商品・役務の一部が、他の人に登録されている場合、審査官はその商品・役務を職権で削除することがある。

(4) 拒絶理由通知への対応

審査官により登録要件が満たされないと判断されたときには、知的財産総局長の承認を経て、補正指令が書面で出願人または代理人に通知される。この通知を受領した日から2月以内に、意見書・補正書を提出することができる(商標法第13条)。

(5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ

特になし。

(6) 審査基準および審査マニュアル

整備されていない。

(7) 審査要処理期間

現在、最初の実体審査の結果が送付されるまでの期間は約9月である。出願から最終審査結果までは、約1.5年を要している。なお法律では、方式要件がすべて整った出願についてはその日から遅くとも30日以内(30 days at the latest from the filing date)に実体審査を開始し、9月以内に終了と規定されている(商標法第18条)。

(8) 特徴的な審査手続

通常、出願人は審査官に面談して、その助言を得られるようである。ただし、審査官との面談に関する規定は存在しない。日本の早期審査制度に該当するシステムもない。

(9) 審査処理促進のために行われている施策

審査処理促進のための特別な施策は、採られていない。

(10) その他、実体審査に関する特徴的な事項

特になし。

2 - 5 . 登録料金の体系

(1) 公告・登録時の料金

出願料に公告・登録料が含まれている。

(2) 更新時の料金

指定商品・役務の数に拘わらず、通常登録の更新料は 600,000 インドネシア・ルピア*、団体商標は 750,000 インドネシア・ルピアである。

* 1 インドネシア・ルピア = 約 0.0133 円。2003 年 3 月現在。

2 - 6 . 異議申立制度

(1) 権利付与前異議か付与後異議か

権利付与前異議申立制度が採用されている。異議申立ては、知的財産総局長に対して行う。誰でも異議申立てを行なうことができる(商標法第 24、25 条)。

公告期間は 3 月である(商標法第 22 条)。追って、理由を補充することは原則認められていない。

2 - 7 . 審判制度

(1) 拒絶査定に対する不服申立制度

拒絶査定に不服があれば、拒絶査定通知日から 3 月以内に、知的財産総局が属する法務省(Ministry of Justice and Human Rights)の商標審判委員会(Mark Appeal Commission)に不服審判請求を行うことができる。商標審判委員は、現在 10 名が任命されている(なお、特許審判委員は現在 12 名)。審決は審判請求書の受理日から遅くとも 3 月以内に下される。さらに、拒絶の審決に不服があれば審決受理の日から 3 月以内に商務裁判所(Commercial Court、高等裁判所に相当)に提訴し、さらにこの決定に不服の場合は、最高裁判所(Supreme Court)に上告できる。また審判請求が認められた場合には公告される(商標法第 29 ~ 34 条)。

(2) 不使用取消制度

知的財産総局長により不使用が認められる事由*がある場合を除いて、登録日または

最後に使用した日から継続して3年以上、商品・役務の取引に使用されていない場合、何人も不使用取消しを知的財産総局長に請求することができる（商標法第63条）。指定商品・役務毎、あるいは商品・役務の全体に対して、取消しを請求できる。なお、この取消しの請求は、知的財産総局長ではなく直接商務裁判所に対する訴訟の形態において請求することもできる（商標法第63条）。

さらに知的財産総局長は職権によって不使用商標を取り消すことができる（商標法第61条）。

商標登録権者が提出した使用宣誓書については、第三者の閲覧が可能である。

* 不使用が認められる事由とは、輸入禁止の場合とその商標を使用した商品の流通の許可に関する禁止または管轄権を有する当局からの何らかの暫定措置がある場合である。

(3) 商標登録無効審判制度

商標登録の無効は、直接商務裁判所(各地域の)に申し立てる仕組みになっている。ただし、登録日から遅くとも5年以内に申し立てなければならない。商務裁判所の判決に不服があれば、最高裁判所に上告することができる。

在外者が申し立てるときには、ジャカルタ地域の商務裁判所に提訴しなければならない(商標法第68～72条)。

2 - 8 . 商標権の存続期間と更新

(1) 商標権の存続期間

登録商標の存続期間は、出願日から10年である(商標法第28条)。

(2) 更新手続・期間等

更新にあたり実体審査が行われる。使用している旨の使用宣誓書を提出しなければならない。使用実績、商品・役務の品質について誤認混同を生じさせる虞の有無等について審査される。

満了日前12月以内に更新出願に関する願書を提出しなければならない。更新は10年毎である(商標法第35条)。

2 - 9 . 手数料

主な手数料の金額は、次の通りである。

- 1) 拒絶理由通知書に対する意見書の提出 料金不要
- 2) 住所・名称変更届の提出 150,000 インドネシア・ルピア*
- 3) 拒絶査定に対する不服申立て(商標審判委員会に対し) 1,000,000 インドネシア・ルピア
- 4) 不使用取消請求 150,000 インドネシア・ルピア
- 5) 登録無効の申立て(商務裁判所に対して) 5,000,000 インドネシア・ルピア
- 6) 異議申立て 100,000 インドネシア・ルピア

* 1 インドネシア・ルピア = 約 0.0133 円。2003 年 3 月現在。

2 - 10 . 使用許諾制度

使用許諾の種別として、単独独占使用権(唯一のライセンシーのみが単独で使用できる)、独占使用権(商標権者と唯一のライセンシーのみが使用できる)、非独占使用権、再使用許諾がある。

これらの使用許諾が効力を有するためには、いずれも契約書を提出の上、知的財産総局長長により設定登録を行わなければならない(商標法第 43 ~ 49 条)。登録商標の存続期間を超えた使用許諾は認められない。この設定登録を行なうことによりライセンシーは第三者対抗要件を具備し、次のようなメリットを受けることができる。

「善意のライセンシーは、設定登録後にその商標登録が、既に登録されている別の登録商標に類似しているという理由で取り消されたとしても、契約の使用期間が終了するまでは使用することができる。ただし、ロイヤリティは取り消された商標登録の権利者ではなく、取消しの根拠となった商標権者に支払わなければならない(商標法第 48 条)。」

2 - 11 . マドリッド協定議定書への加入予定

現在、マドリッド協定議定書に加入する動きはない。

2 - 12 . オンライン商標出願

オンライン出願は実現されておらず、当面、その計画もない。

2 - 13 . 商標情報データベース

公告公報と商標登録原簿（いずれも紙媒体）以外の商標データベースは、現在のところ存在しない。CD-ROM やインターネットによる公開も現在では行なわれていない。

2 - 14 . 今後の注力施策

特になし。

2 - 15 . 日本特許庁に対する要望事項

特になし。

2 - 16 . インドネシア商標実務に対する日本企業の要望事項・内容

(今回の調査に基づくコメントを、「 」以下で付記した。)

- 1) 法改正により一出願多区分制度が採用されているが、実務上は区分毎に出願番号がつけられている。一時は多区分でも出願が可能であった。台湾、タイと同じように費用が高むこと、一時は多区分で受理され、審査段階で指令が出され、再出願しなければならない可能性があること、過去に多区分で出願したものの更新時に区分毎に分割されることなど、管理面、費用面の不都合がある。是正してほしい。

2 - 3 . (1)で述べた通り、実務上一出願一区分の運用となっている。今後の改善に期待したい。

- 2) 審査において出願人に反論の機会を与えず、拒絶査定あるいは一部商品が削除されて登録証が発行されているケースが多々見受けられる。

2001年8月1日施行の新商標法第20条に、次の通り規定されている。すなわち、審査官が拒絶すると報告した場合は、知的財産総局長の承認を経て、理由を付した書面により出願人または代理人に通知される。出願人または代理人は不服申立書または意見書を提出できるとして、反論の機会が与えられる制度となった。今後は改善されるものと思われる。

- 3) 二重登録を認めるなどのケースが見受けられることがある。例として第7類と第12類について2件同時出願したところ、第12類の指定商品は第7類に該当すると指摘

された。通常なら第 12 類の出願は取下げとなるべきであるのに、本件では第 7 類で 2 件とも登録となった。その後、第 12 類の出願は登録査定後に放棄した。

審査官の業務処理ポイント制度が、背景にありそうである。今後の改善に期待したい。

- 4) 更新時、委任状は署名だけで良いが、使用宣誓書には署名の他に公証が必要であり、簡素化してほしい。

実務上、現地の郵便局における認証(legalization)で良いとのコメントであったが、今後のさらなる簡素化に期待したい。

- 5) 2001 年 8 月改正の新商標法により、実体審査後の公告となった。また更新出願の期間は期間満了前 12 月から権利満了日までとなった。しかしながら、グレースピリオド(権利満了後の猶予期間)がない。是非、設けてほしい。

今後の改善に期待したい。

- 6) 審判請求が保留にされている。

2 - 7 . (1)で述べたように、商標法では、審判請求書の受理日から 3 月以内に審決を下すと規定されているが、この通りには運用されていないようである。今後の改善に期待したい。

- 7) 不正登録の取消請求は、商標審判委員会ではなく、直接ジャカルタの裁判所へ 提訴しなければならないので、高額かつ煩雑な準備作業を強いられる。

ご指摘の通りの仕組みとなっている。今後の改正に期待したい。

- 8) 商標公報(Official Gazette of Marks)を迅速に発行してほしい。

今後の運用改善に期待したい。

- 9) 委任状等書類の援用をできるようにしてほしい。

今後の実務改善に期待したい。

- 10) 書類(委任状、出願書類等)のサイズを A4 に統一してほしい。

変型 A4 版(縦に 3 センチ長いもの)で「フォリオサイズ」と呼ばれる規格のものが採用されている。インドネシアの官公庁で広く使われている。今後、A4 版に統一されることを期待したい。

- 11) 周知商標所有者の異議申立てにおける周知性立証負担が大きい。簡素化してほしい。

周知商標の認定基準を明確にするとともに、今後立証負担が軽減されるよう期待したい。

12)有能な代理人も当然存在するが、そうでない場合もある。背景として絶対数が不足しているためと思われ、また弁理士も増加していないと聞いている。
今後の改善に期待したい。

(以上)